令和８年度版
姫路市立学校園
医療的ケアシステムガイドライン

令和８年３月

姫路市教育委員会

1　趣　旨

この「姫路市立学校園医療的ケアシステムガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、「兵庫県医療的ケア実施体制ガイドライン」に基づき、姫路市立学校園（以下「学校園」という。）に在籍する幼児児童生徒が健康で安全な学校生活を送ること及び保護者負担の軽減を図ることを目的とし、学校園において医療的ケアを実施するために必要な事項を定めるもの。

2　学校園における医療的ケア

(1) 実施できる医療的ケアの内容

学校園において実施できる医療的ケアは、次に掲げるものとする。

ア　喀痰の吸引

イ　経管栄養

ウ　導尿

エ　インスリン投与・管理

オ　その他、姫路市立学校園医療的ケアシステム推進会議（以下、「システム推進会議」という。）で承認された行為

※臨時的な行為等、新たに必要となった医療的ケアの内容については、システム推進会議が開催されるまでの間、姫路市立学校園医療的ケア指導医（以下、「指導医」という。）及び看護師等の助言を得た姫路市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が承認をすることで、実施することができる。

(2) 医療的ケアの対象者

医療的ケアの対象者は、姫路市内に住居があり、教育委員会所管下の学校園に在籍する者で、学校園に在中する時間帯に日常的に医療的ケアを行う必要がある幼児児童生徒（以下「医療的ケア児」という。）で、保護者から医療的ケア実施の申請があり、主治医の指示のもと、校園長、指導医及び教育委員会が実施可能と認めた者とする。

(3) 学校園における医療的ケアの実施者

ア　書写養護学校において

看護師等及び教員（認定特定行為に限り、喀痰吸引等研修（第３号研修）を修了した者）

※本ガイドラインの「看護師等」と表記された所は、書写養護学校に関しては、看護師等及び教員と読み替える。

イ　市立幼・小・中・義・高等学校において

看護師等

※看護師等の派遣日数や時間については、教育委員会が総合的に判断する。

(4) 医療的ケアの実施場所

医療的ケアの実施場所は、校園内において学校園運営上また医療的ケア児の安全上、問題が生じない範囲で、あらかじめ校園長が定める。その際、医療的ケア児や保護者の意見及び看護師等の意見を参考に決定する。

校園長は、医療的ケアの実施場所について定めた時、または実施場所に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

校（園）外学習（活動）等参加時においては、医療的ケア児及び医療的ケア提供者が安全かつ安心に実施できる場所を確保すること。

3　医療的ケアの実施体制

(1) 教育委員会による整備

ア　システム推進会議の開催

教育委員会は、指導医、主治医、学校医、医療的ケア児の在籍する学校園の代表者、看護師等、必要に応じて招集する者で構成するシステム推進会議を開催する。

本会議において、学校園における医療的ケアの内容、対象者の確認、ヒヤリハット及びアクシデント事例の周知及び改善案の確認、ガイドラインの見直しを行う。

イ　指導医の委嘱

教育委員会は、指導医を選定し、委嘱する。指導医の任期は１年とし、再任を妨げない。

指導医は、主治医の情報提供を基に、学校園で実施する医療的ケアについて、看護師等及び学校園に指導助言を行う。

ウ　看護師等の確保及び派遣

教育委員会は、医療的ケアを行う看護師等を確保し、対象となる医療的ケア児が在籍する学校園に派遣する。

エ　喀痰吸引等研修（第３号研修）の実施

教育委員会は、書写養護学校に勤務する教員を対象に、喀痰吸引等研修（第３号研修）を実施する。

(2) 学校園による整備

ア　実施要領の作成

校園長は、医療的ケアの実施にあたり、学校園における医療的ケアの実施に関わる内容を明記した実施要領を定め、全教職員で実施に向けた体制を整備するものとする。

市立幼・小・中・義・高等学校については、本ガイドラインを実施要領に置き換えてもよい。書写養護学校については、本ガイドラインに準じ、作成する。

イ　連絡体制の整備

学校園は、医療的ケアの実施にあたり、対象医療的ケア児の保護者、看護師等、主治医、指導医、学校医、その他の関係機関等と連携し、連絡体制を整備するものとする。

特に、看護師等へは、医療的ケア児の欠席や学校行事等の連絡を速やかに行うこととする。

ウ　医療的ケアに係る校（園）内安全委員会の設置

校園長は、安全かつ適切な医療的ケアを実施するため、学校園関係者、看護師等、学校医、教育委員会等、必要に応じて招集する者で構成する医療的ケアに係る校（園）内安全委員会を置くものとする。

類似の協議体がある場合は、その協議体に上記の校（園）内安全委員会の機能をもたせるなど、効率的な運営に努めること。

エ　職員研修の実施

校園長は、全職員が医療的ケア児について共通理解を図るとともに、医療的ケアについての理

解を深めるために、医療的ケアに関する研修会等を開催する。

書写養護学校の教員は、教育委員会が開催する喀痰吸引等研修の基本研修、学校で実施する実地研修を受講する。

オ　医療的ケアに係る文書の管理

医療的ケアに関する書類を保存する。保存期間は、医療的ケア児が卒園・卒業・転出後５年間とする。

「医療的ケア実施通知書」については、原本は学校園で保管し、写しを保護者に返却する。

カ　緊急・災害時の体制整備

校園長は、緊急・災害時対応マニュアルの作成を行い、医療的ケア児に異状が生じた場合や災害が発生した場合に、速やかに対応できるよう体制を整える。また、緊急・災害時対応訓練を行い、各校の実態に合わせた対応手順や役割分担を確認する。

4　学校園における医療的ケアに関わる関係者の役割

(1) 看護師等の役割

ア　医療的ケア児へ「医療的ケア実施マニュアル」を基に医療的ケアを実施する。

イ　指導医の意見書の内容を基に保護者と手技を確認し、また、必要に応じ主治医や指導医、学校医の助言を受け、管理職、学級担任、養護教諭等と連携し、医療的ケア実施マニュアルを作成する。

ウ　教育委員会に定期的に報告し、必要に応じて、主治医及び指導医から必要な指導助言を受ける。

エ　医療的ケアに係る校（園）内安全委員会に出席する。また、教育委員会が必要と認めた場合は、研修会等に出席する。

オ　その他、仕様書に定められた業務を行う。

(2) 保護者の役割

ア　主治医の指示書にかかる費用（文書料等）は、保護者負担とする。

イ　医療的ケアの実施に必要な物品（器具、薬品、消耗品、緊急時の予備物品等）については、保護者が準備し、点検、整備を行うとともに、医療廃棄物は持ち帰ることとする。

ウ　転入学（園）時や年度当初または、看護師等に変更があった場合は、看護師等に対して医療的ケアの内容や方法の伝達及び手技について確認を行う。

エ　看護師等が行う医療的ケアについて、「医療的ケア実施通知書」の「実施同意」に署名後、学校園に受理されるまで、保護者が付き添い医療的ケアを行う。看護師等は、必要に応じて指導医に相談する。

オ　医療的ケアの内容について変更が生じたとき、保護者は速やかに学校園に報告するとともに、改めて実施までの手続を行うこととする。

カ　登下校・登降園については、安全に配慮し保護者の責任において行うこととする。

キ　保護者は学校園生活における健康管理等について、主治医と相談し学校園に報告するとともに、登校・登園時に、医療的ケア児の健康状態について学校園に報告する。

ク　給食の２次調理が必要な場合は、保護者の責任において行うこととする。

ケ　保護者は緊急時の連絡先を明確にし、学校園に届けるとともに、連絡があった場合は速やかに

対応する。

コ　看護師等の不在時や校（園）外学習（活動）等で看護師等が医療的ケアを行えない場合は、保護者が対応する。

サ　医療的ケア児の健康状態がすぐれない場合は、無理な登校・登園は控える。

(3) 養護教諭の役割

ア　医療的ケアの実施に係る保護者及び主治医等関係機関との連絡、調整にあたる。

イ　医療的ケアの実施に係る校園内の連絡、調整にあたる。

ウ　医療的ケア児の日々の健康状態を把握するとともに、医療的ケアの実施状況全般について把握し、必要に応じて保護者や看護師等に連絡する。

エ　医療的ケア児の健康管理や保健指導について、担任、看護師等と相談しながら実施する。

オ　緊急・災害時には看護師等、教職員とともに緊急・災害時対応マニュアルに基づき緊急対応にあたる。その際、看護師等が配置されている場合は、その指示により行動する。

(4)全ての教職員（担任を含む）の役割

ア　保護者と連携し、家庭での健康状態を把握し、看護師等、養護教諭に連絡する。

イ　看護師等、養護教諭、保護者と協力し、学校園生活全般の健康状態の把握及び健康管理にあたる。

ウ　緊急時には、保護者に連絡を取り、看護師等、養護教諭及び教職員とともに緊急・災害時対応マニュアルに基づき緊急対応にあたる。その際、看護師等が配置されている場合は、その指示により行動する。

5　緊急・災害時の対応

学校園は、保護者、主治医、指導医、学校医、医療機関、消防署等の関係機関との連絡支援体制の整備を図るとともに、医療的ケア児に異状が生じた場合や災害が発生した場合に、速やかに対応できるよう、個別に緊急・災害時対応マニュアルを作成し、適切に対応できる体制を整える。

(1) 緊急・災害時対応マニュアルの作成

緊急・災害時対応マニュアルに記載すべき内容は、下記のとおりとする。

ア　医療的ケア児の名前、学年・年齢、保護者名、住所、自宅電話番号及び緊急連絡先

イ　予想される容態変化とその対応

ウ　関係者の役割

エ　校園長、教頭及び学級担任不在時の対応

オ　緊急搬送病院の名称及び電話番号

カ　主治医の名前及び連絡先

キ　その他校園長が必要と認める事項

(2) 緊急・災害時への備え

ア　緊急・災害時対応マニュアルに基づき、対応訓練を実施するなど、緊急・災害時の対応を具体的に確認する。

イ　人工呼吸器等の医療機器を使用する医療的ケア児がいる場合には、電源の確保や日頃から必要とする医療機器のバッテリー作動時間の確認等の点検を行うとともに、停電時の対応を保護者に事前に確認しておく。

ウ　医療的ケア児が在籍する学校園では、災害時にも医療的ケアが実施できるよう、医療的ケア児の状態に応じて、医療材料や医療器具、非常食等の準備及び備蓄について、あらかじめ保護者との間で協議をしておく。

6　校（園）外における医療的ケア

校（園）外学習（活動）において、保護者もしくは看護師等が付き添い医療的ケアを行う場合においては、以下のことに配慮すること。

(1) 医療的ケアの実施場所の確保

安全かつ安心に医療的ケアが実施できる場所を事前に確認し確保しておくこと。

(2) 緊急時の連絡先の確認

緊急・災害時対応マニュアルの連絡先の確認を行うとともに、活動先の緊急搬送先の確認及び事前連絡を行っておくこと。また、医療的ケア児の状態によっては、事前に近隣の消防署等の関係機関に情報提供を行っておくことも考えられる。

(3) 緊急時対応の共通理解

緊急時の教職員の役割を明確にしておき、医療的ケア児の対応とその他の幼児児童生徒の対応を確実に行えるようにすること。

7　医療的ケアの実施の手続

(1) 教育委員会と学校園は、医療的ケアの実施を希望する保護者に対して、ガイドライン及び実施要領を基に学校園での医療的ケア実施体制について、説明を行い「医療的ケア実施承諾書」により保護者の承諾を得る。

(2) 医療的ケアの実施を希望する保護者は、ガイドライン及び実施要領を了解した上で、「医療的ケア実施承諾書」と「医療的ケア情報提供シート」、「医療的ケア実施申請書（主治医指示書)」を学校園に提出する。

(3) 学校園は、「医療的ケア実施承諾書」の写しと「医療的ケア情報提供シート」の写し、「医療的ケア実施申請書（主治医指示書)」の写しを教育委員会に提出する。教育委員会、学校園及び看護師等が「医療的ケア情報提供シート」や「医療的ケア実施申請書（主治医指示書)」等を基に医療的ケア児の全般的な状況について情報を共有する。

(4) 教育委員会は、指導医に「医療的ケアに関する指導医意見書」の作成を依頼する。

(5) 教育委員会は、申請内容に対し、「医療的ケアに関する指導医意見書」を基に学校園と協議する。学校園・教育委員会は、協議に基づき、保護者に「医療的ケア実施通知書」を交付する。

(6) 保護者は、「医療的ケア実施通知書」の「医療的ケア実施同意」に署名し、学校園に提出する。学校園は写しを教育委員会に提出する。

(7) 保護者は、看護師等とともに、医療的ケアの手技を確認し、看護師等が作成する「医療的ケア実施マニュアル」の作成に協力する。教育委員会は、指導医に対して「医療的ケア実施マニュアル」の承認を依頼する。

(8) 学校園と看護師等は、指導医の承認を受けた「医療的ケア実施マニュアル」を保護者に説明し、保護者から同意を得る。

(9) 看護師等は、医療的ケアを実施したとき、医療的ケア児の状況を「医療的ケア実施記録」に記載する。

(10) 校園長は、必要に応じて教育委員会、主治医、指導医、学校医、保護者等の関係者の共通理解のため校（園）内安全委員会を開催する。

8　ヒヤリハット及びアクシデント事例の報告

校園長は、ヒヤリハット及びアクシデント等が発生した場合には、速やかに教育委員会に一報を入れる。その後、校園内で原因分析、改善案の共通理解を図り、「医療的ケアに係るヒヤリハット及びアクシデント報告書」を教育委員会に提出する。

教育委員会は、システム推進会議において報告を行うとともに、学校園で医療的ケアを行う看護師等に情報提供を行う。

9　医療的ケアの継続等について

(1) 校園長は、医療的ケア児について、翌年度の医療的ケアの実施に関して希望の有無を確認し、原則として前年９月までに教育委員会に報告しなければならない。

(2) 校園長は、医療的ケアの実施内容が変更された場合、原則として前年７月までに教育委員会に報告しなければならない。

(3) 校園長は、医療的ケアの実施を中止する場合は、原則として前年９月までに、教育委員会に報告しなければならない。

(4) 翌年度、医療的ケアを継続する場合、校園長は、保護者に対して「医療的ケア情報提供シート」、「医療的ケア実施申請書（主治医指示書)」、「医療的ケア実施通知書」の内容を確認し、変更がある場合は、新たに作成、又は追記するものとする。

附則

(1) このガイドラインに定める医療的ケアに関し必要な様式等は別に定める。

(2) このガイドラインに定めるもののほか、学校園における医療的ケアに関し必要な事項は別に定める。書写養護学校については、ガイドラインと実施要領の内容に齟齬がある場合には、実施要領の内容を優先すること。

(3) このガイドラインは、令和３年４月から施行する。

(4) このガイドラインは、令和５年４月から施行する。

(5) このガイドラインは、令和７年４月から施行する。

(6) このガイドラインは、令和８年４月から施行する。